

# 霧島市工事成績評定通知実施要領

平成17年11月7日

訓令第46号

(目的)

第1条 この訓令は、霧島市工事成績評定要領(平成17年霧島市訓令第45号。以下「評定要領」という。)第7条に基づき、本市が発注する請負工事(以下「工事」という。)の成績評定(以下「評定」という。)に通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の向上を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定の通知を行う工事は、評定要領第2条に規定された評定の対象工事とする。

(評定の通知)

第3条 評定の通知は、工事成績通知書(別記様式)により行うものとする。

(評定の修正)

第4条 市長は、当該工事のかし担保期間中に請負者のかしが判明し、評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正するものとする。

2 前項の場合は、前条の規定を準用し、速やかに当該請負者に通知するものとする。

(説明請求)

第5条 第3条の規定により評定結果の通知を受けた請負者は、通知を受けた日から14日以内に、書面により市長に評定についての説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第6条 市長は、通知を受けた当該請負者から前条による評定の説明を求められたときは、速やかに回答しなければならない。

(霧島市工事成績評定評価委員会)

第7条 市長は、前条の回答をしようとするときは、霧島市工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)に諮るものとする。

(組織)

第8条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 当該工事の検査員
  - (2) 当該工事の総括監督員
  - (3) 当該工事の監督員
- (職務)

第9条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、当該工事の検査員が職務を代理する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の国分市工事成績評定に関する要領(平成16年8月2日国分市告示第82—2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

